

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和 6 年 7 月 3 日

北海道開発局小樽開発建設部長 遠藤 平

国道5号小樽花園第二電線共同溝

P F I 事業の実施に関する方針

国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項.....	1
1	特定事業の事業内容に関する事項.....	1
2	特定事業の選定方法に関する事項.....	5
第 2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1	事業者の募集及び選定.....	6
2	事業者の選定方法.....	6
3	第二次審査の方法.....	7
4	提出書類の概要.....	8
5	応募者の参加資格要件.....	9
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	19
1	事業者の責任の明確化に関する事項.....	19
2	事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	19
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	21
1	事業対象区域に関する事項.....	21
2	本施設の計画に関する事項.....	21
第 5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	22
1	疑義が生じた場合の措置.....	22
2	管轄裁判所の指定.....	22
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	23
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	23
2	事業の継続が困難となった場合の措置.....	23
3	融資機関又は融資団と小樽開発建設部との協議.....	24
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
1	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	25
2	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
3	その他の措置及び支援に関する事項.....	25
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	26
1	使用言語.....	26
2	書類作成に係る費用.....	26
3	実施方針等の公表に関する事項.....	26
4	今後のスケジュール.....	27
5	その他.....	28
別紙 1	事業対象位置図.....	29
別紙 2	事業対象区域図（平面図）.....	30
別紙 3	ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲.....	31

別紙 4	エ 維持管理業務の対象範囲.....	32
別紙 5	リスク分担表.....	33
Summary		38

様式 1 実施方針等に関する質問書

様式 2 実施方針等に関する意見書

国土交通省北海道開発局小樽開発建設部（以下「国土交通省北海道開発局」を「北海道開発局」、「国土交通省北海道開発局小樽開発建設部」を「小樽開発建設部」という。）は、国道5号花園地区において電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）第2条第3項に定める電線共同溝（以下「電線共同溝」という。）の整備・維持管理事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「本事業」という。）として実施することを予定している。

この「国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）は、PFI法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成30年10月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（令和6年6月3日改正）等に基づき、本事業について、必要となる事項を定めたものである。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

（1） 事業名称

国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業

（2） 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道5号

② 種類

- ・ 電線共同溝（道路法第2条第2項の9に定める電線共同溝（道路附属物））
- ・ 道路（車道、歩道等）
- ・ 道路附属物（道路照明、道路標識等）

（3） 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

（本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 北海道開発局小樽開発建設部長 遠藤 平）

なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、小樽開発建設部が締結することを予定している。

(4) 事業目的

本事業は、小樽市内の近隣商業地域に位置するとともに、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（令和2年度改訂）における第一次緊急輸送道路、また高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定道路に指定されている一般国道5号の一部区間において、電線共同溝を整備し無電柱化することで、災害時における緊急輸送道路の確保並びに安全で快適な歩行空間の確保を図るとともに、良好な都市景観の形成に向けたまちづくりを支援するものである。

無電柱化がもたらす整備効果である、道路の「防災性の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興」を早期に実現するため、調査設計から施工及び一定期間の維持管理まで含めた包括的かつ長期間の事業契約とする「電線共同溝型PFI」を適用し、「工程の最適化」、「手戻り作業の最小化」、「円滑な事業推進」等において民間企業の技術的ノウハウを積極的に取り入れ効率的・効果的な事業推進を図ることを目的とする。

(5) 特定事業の概要

① 事業概要

本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計及び工事、工事監理、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理をPFI法に基づき包括的に実施するものである。

② 特定事業の業務内容

特定事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「事業者」という。）が実施する業務は、以下のとおりである。

ア 調査・設計業務

- a 測量業務
- b 調査業務
- c 設計業務
- d 調整マネジメント業務（設計段階）

イ 工事業務

- a 整備工事業務
 - ※ 電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。
- b 整備施設の所有権移転業務
- c 調整マネジメント業務（工事段階）

ウ 工事監理業務

- a 工事監理業務

エ 維持管理業務（※入線した電線の維持管理は業務に含まない。）

- a 点検業務

- b 補修業務
- c 調整マネジメント業務（維持管理段階）

③ 特定事業の対象範囲

特定事業の対象となる範囲は、別紙2「事業対象区域図（平面図）」、別紙3「ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲」、別紙4「エ 維持管理業務の対象範囲」及び次表のとおりである。

対 象 区 分	電線 共同溝※ (管路部, 特殊 部、横断部)	歩道 (舗装)	車道 (舗装)	道路附属物 (道路照明, 道 路標識等)
調査・設計 業務	○	—	—	○
工事 業務	○	○	○	○
工事監理 業務	○	○	○	○
維持管理 業務	○	—	—	—

○：特定事業が対象とする項目。

※電線共同溝（管路部）には引込管、連系管及び連系設備が含まれ、引込設備は電線事業者が実施することから、含まない。

（６） 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（ＢＴＯ（Build—Transfer—Operate）方式）で実施する。

事業者は、事業対象区域において、本施設の調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務（以下「整備業務」という。）を行い、整備業務完了後に本施設の所有権を国に移転する。その後、事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を実施する。

なお、既存ストック（占有者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設（以下「既存ストック」という。））を活用することとなった場合、国は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。

（７） 事業期間

本事業の事業期間は、小樽開発建設部と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和31年3月末までの約24年間とす

る。

(8) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結	令和7年3月
本施設の完成・引渡し	令和16年3月末
事業完了	令和31年3月末

(9) 事業者への支払

特定事業を実施する事業者への支払は以下のとおりである。

① 整備業務に係る対価

小樽開発建設部は、本施設の整備業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和16年度から令和30年度末までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

② 維持管理業務に係る対価

小樽開発建設部は、維持管理対象施設の維持管理業務に係る対価について、国への所有権移転後、令和16年度から令和30年度末までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

なお、電線共同溝の入線等に関わる利用者の道路占用料については、小樽開発建設部が収受し事業者の収入とはしない。

(10) 本事業の実施に関する協定等

小樽開発建設部は、P F I 法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の①及び②に掲げる協定等を締結する。

① 基本協定

小樽開発建設部は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

なお、基本協定書（案）は、入札公告時に示す。

② 事業契約

小樽開発建設部は、基本協定の定めるところにより、事業者が設立した特別目的会社（以下「S P C」という。）又は事業者（一定の要件を満たす場合）との間で事業契約を締結する予定である。S P C又は事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施する。

なお、事業契約書（案）は、入札公告時に示す。

また、一定の要件を満たす場合とは、第2.5(1)③に示す一定の要件を参照すること。

(11) 遵守すべき法令及び許認可等

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守すること。

(12) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を業務要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業者は、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を小樽開発建設部に提供する等、事業の引継ぎに必要な事業引継ぎ協議を行うこと。

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

小樽開発建設部は、自らが本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「P S C」（Public Sector Comparator）という。）と、本実施方針に示した内容に基づいて本事業の実施を事業者に委ねた場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「P F I 事業のL C C」（Life Cycle Cost）という。）を比較し、P F I 事業のL C CがP S Cを下回ると認めた場合に、P F I 法第7条に基づき本事業を特定事業として選定する。

(2) 評価方法

小樽開発建設部は、P F I 法、基本方針及びV F M（Value For Money）に関するガイドライン（令和5年6月2日改正）に基づき評価することとし、小樽開発建設部自らが本事業を実施した場合と、事業者にこれらの実施を委ねた場合において、達成される成果の水準を同一として公的財政負担の縮減が期待できる場合にV F Mがあるものと評価する。

(3) 選定結果の公表

小樽開発建設部は、本事業をP F I 法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、その判断の結果を、評価の内容と併せて、小樽開発建設部のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定

小樽開発建設部は、本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、公平性及び透明性の確保を図りつつ、総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35条）第29条の6第2項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第91条第2項）により選定することを予定している。

本事業は、平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

なお、事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても公的財政負担の縮減等の達成が見込めないなどの理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2 事業者の選定方法

小樽開発建設部は、以下に示す手順により事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

（1） 入札公告

小樽開発建設部は、事業者の選定等を行うにあたり、本事業の入札公告を官報に掲載するとともに、入札公告後直ちに入札説明書等を掲示、小樽開発建設部のホームページ等への掲載その他適宜な方法により公表する。

（2） 質問受付

小樽開発建設部は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

（3） 質問回答

小樽開発建設部は、質問及び質問に対する回答を小樽開発建設部のホームページ等への掲載その他適宜の方法により公表する。なお、第一次審査資料の作成に必要と判断される質問に対する回答は、第一次審査資料の作成期間を考慮して公表することとし、詳細は入札公告時に示す。

（4） 第一次審査資料の受付

入札に参加しようとする民間事業者は、入札説明書の定めるところにより、第一次審査資料を提出する。

(5) 第一次審査結果の通知

小樽開発建設部は、第1次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）を対象に競争参加資格の有無を確認し、その結果を各応募者に通知する。競争参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

(6) 入札書及び第二次審査資料の受付

競争参加資格があると認められた応募者は、入札説明書の定めるところにより、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出する。

(7) ヒアリング

小樽開発建設部は、入札書及び第二次審査資料を提出した応募者（以下「入札参加者」という。）を対象に、第二次審査資料の事業計画の提案内容についてヒアリングを行う。

(8) 事業者の選定

小樽開発建設部は、入札参加者を対象に、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価し、本事業の実施を委ねる事業者を選定する。

(9) 第二次審査結果の公表

小樽開発建設部は、入札参加者が提案する事業計画及び入札価格を総合的に評価した結果を、各入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び小樽開発建設部のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する。

3 第二次審査の方法

(1) 有識者等委員会の設置

小樽開発建設部は、事業者の選定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、学識経験者等の外部委員により構成される「国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、小樽開発建設部はその経過及び結果を公表する。

【有識者等委員会 委員名簿】

氏名	所属
石井 吉春	北海道大学公共政策大学院
石田 眞二	北海道科学大学工学部
岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科
高橋 翔	北海道大学大学院工学研究院
富樫 正浩	公認会計士・税理士 富樫正浩事務所

（五十音順、敬称略）

(2) 審査の内容

入札参加者から提案された事業計画については、次の①から⑥に掲げる事項等について総合的に審査を行う予定である。

- ① 事業の実施方針及び実施体制
- ② 資金調達及び収支計画
- ③ 施設整備計画
- ④ 維持管理計画
- ⑤ 賃上げの実施
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等推進の実施（第1. 1（5）②イに掲げる工事業務のうち、a 整備工事業務を実施するものに限る）

なお、具体的な事業者選定基準については、入札公告時に示す。

(3) 事業者の選定

小樽開発建設部は、有識者等委員会から報告される調査審議の経過及び結果を踏まえ、入札参加者から提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価して事業者を選定する。

4 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

第一次審査資料として、競争参加資格の確認資料等の提出を求めることを予定している。

第二次審査資料として、入札書及び次の①から⑥に掲げる資料の提出を求めることを予定している。

- ① 事業の実施方針及び実施体制に関する提案
- ② 資金調達及び収支計画に関する提案
- ③ 施設整備計画に関する提案
- ④ 維持管理計画に関する提案
- ⑤ 賃上げの実施に関する提案
- ⑥ ワーク・ライフ・バランス等推進の実施に関する提案（第1. 1（5）②イに掲げる工事業務のうち、a 整備工事業務を実施するものに限る）

なお、詳細については、入札公告時に示す。

(2) 提出書類の取扱い

① 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した入札参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他国が本事業に関して必要と認めるときは、小樽開発建設部は、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとする。

また、選定に至らなかった入札参加者の提出書類については、本事業の公表以外については使用しない。事業者の選定後、選定に至らなかった入札参加者の提出書類について返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った入札参加者が負う。

③ 資料の公開

小樽開発建設部は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出書類の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した入札参加者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については小樽開発建設部と各入札参加者との間で協議する。

5 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、第1. 1 (5) ②に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
- ② 応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
- ③ 応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのSPCを会社法に基づく株式会社として設立することを基本とする。なお、応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア 会計決算報告において、直近3期が債務超過でないこと。

イ 会計決算報告において、経常収支が3期連続で赤字でないこと。

ウ 3期以上の決算を迎えていること。

- ④ 上記③SPCの設立において、構成員はSPCに出資すること。

また、SPCへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア 構成員は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。

イ 代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ S P Cの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでS P Cの株式を保有することとし、あらかじめ小樽開発建設部の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

- ⑤ S P Cを設立する場合は、構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、S P Cの設立において、S P Cに出資しない企業のことである。
- ⑥ 応募にあたり、構成員又は協力企業それぞれが、第1. 1（5）②に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と工事業務のうち整備工事業務を実施することはできない。また、第1. 1（5）②に掲げる業務以外の業務を実施する企業は、実施する業務を明らかにすること。
- ⑦ 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、小樽開発建設部と協議するものとし、小樽開発建設部が変更を認めた場合はこの限りではない。
- ⑧ 調査・設計業務の結果、既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合は、小樽開発建設部と協議し、小樽開発建設部の事前の承諾を得た上で、構成員、協力企業又はその他第三者に対して、既存ストックに係る工事業務を直接委任し又は請け負わせることができる。なお、既存ストックに係る工事業務を行う者は、以下の条件を満足していること。

ア 北海道開発局における工事区分「電気」に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

イ 既存ストック所有者より既存ストックに係る工事の受注実績のある会社であること。

- ⑨ 構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの構成員又は協力企業でないこと。
- ⑩ 構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの構成員又は協力企業でないこと。
- ⑪ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 子会社等（会社法（平成17年法律第86条）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（bにおいて同じ。））と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（bにおいて同じ。））の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(イ) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ロ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ハ) 会社法第2条第15条に規定する社外取締役

(ニ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

二) 組合の理事

ホ) その他業務を執行する者であつて、イ) から二) までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者共通の参加資格要件

構成員及び協力企業は、次の①から⑩までの要件を満たさなければならない。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及

- び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第 9 条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について（平成 13 年 12 月 18 日付け北開局会第 611 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑥ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
 - ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けていること。また、決定を受けていない者も第一次審査資料を提出することはできるが、第二次審査資料提出の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。
 - ⑧ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑦の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ⑨ 小樽開発建設部が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
 - ⑩ 有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
 - ⑪ 上記⑨及び⑩において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、第 2. 5（1）⑪に同じ。

（３） 調査・設計企業の参加資格要件

構成員又は協力企業のうち、第 1. 1（５）②ア a に掲げる測量業務を実施する者（以下「測量企業」という。）は、次の①から⑤までの要件を満たさなければならない。

また、構成員又は協力企業のうち、第 1. 1（５）②ア b～d に掲げる調査業務、設計業務、調整マネジメント業務（設計段階）を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の⑥から⑪までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の⑦の実績を有する者又は第 2. 5（５）に掲げる工事監理企業の参加資格要件②の実績を有する者若しくは第 2. 5（４）

に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

なお、構成員又は協力企業のうち、第1. 1 (5) ②アに掲げる業務を実施する者（以下「調査・設計企業」という。）は、測量企業と設計企業の両方の要件を満たさなければならない。

【測量企業の要件】

- ① 北海道開発局における業種区分「測量」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ② 測量調査業者登録規程の登録があること。
- ③ 国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了した以下に示す業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有すること。

ア 道路法上の道路において、基準点測量又は現地測量又は路線測量のいずれかを行う業務

（注1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示すものに加え、国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

（注2）地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

（注3）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

（注4）公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人をいう。

（注5）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

- ④ 実績として挙げた個々の業務評定点が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成7年4月3日付け北開局工第2号）に基づく業務成績以外の業務はこの限りではない。
- ⑤ 次に掲げる基準を満たす技術者を配置できること。
 - ア 測量士の資格を有し、測量法による登録を行っている者。
 - イ 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了した以

下に示す業務において1件以上の実績を有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

・道路法上の道路において、基準点測量又は現地測量又は路線測量のいずれかを行う業務

ウ 令和2年度から令和5年度末までに完了した業務について、管理（主任）技術者として従事した北海道開発局発注業務の「測量（旧航空測量含む。）業務」の平均業務評定点が60点以上であること。

エ 第一次審査資料提出期限日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

【設計企業の要件】

⑥ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

⑦ 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了した以下に示す業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、1件以上の実績を有すること。

ア 道路法上の道路において、電線共同溝の実施（詳細）設計に関する業務

⑧ 実績として挙げた個々の業務評定点が60点以上であること。ただし、「北海道開発局委託業務成績評定要領」（平成7年4月3日付け北開局工第2号）に基づく業務成績以外の業務はこの限りではない。

⑨ 令和4年度から令和5年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分）の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、成績評定を受けた上記機関発注業務の業務実績がない場合はこの限りではない。

⑩ 業務実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における業務実績をもって判断するものとする。なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

⑪ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。なお、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRC CM相当の旧建設大臣認定（建設経済

局建設振興課）又は国土交通大臣認定（不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、第一次審査資料の提出期間までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査資料を提出することができるが、この場合、第一次審査資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、第二次審査資料提出の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

- a 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門（道路））の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- b 国土交通省登録資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計）
- c 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）〔設計分野〕の資格を有する者

b及びcの各項目は国土交通省登録技術者資格の登録規程に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格とする。（参考HP）

https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000327.html

イ 次のいずれかの実績を有すること。

- a 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示日までに完了した以下に示す業務において1件以上の実績を有する者。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。また、管理技術者が途中交代した業務で、業務完了時（完了検査時点）に従事していない管理技術者は実績とみなさない。

- ・道路法上の道路において、電線共同溝の実施（詳細）設計に関する業務

- b 過去に業務に関する高度な調査・検討業務をマネジメントした実務経験を有する者。（※）

（※）マネジメントした実務経験とは、例えば、次のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）第3条の1に該当する「道路部門」の技術管理者。
- ・北海道開発局土木設計業務等調査規程（平成17年7月11日付け北開局工管第46-1号）第3条に該当する主任調査員及び地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領（平成11年4月1日付け建設省厚契第31号）第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。
- ・事業促進PPP業務の管理技術者の立場で、同種類業務の指導経験があると事業促進PPP業務の発注機関が認めた者。

ウ 令和2年度から令和5年度末までに完了した業務について、管理（主任）技術者として従事した北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない

場合、国土交通本省、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務の同じ業種区分)の「土木関係コンサルタント業務」の平均業務評定点が60点以上であること。ただし、業務の実績がない場合はこの限りではない。

エ 管理技術者については、第一次審査資料提出期限日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

なお、上記イ、ウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

(4) 工事企業の参加資格要件

構成員又は協力企業のうち、第1. 1 (5) ②イに掲げる工事業務を実施する者(以下「工事企業」という。)は、次の①から⑥までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務(工事段階)のみを実施する者はこの限りでない。調整マネジメント業務(工事段階)のみを実施する者は次の②の要件又は第2. 5 (3)に掲げる調査・設計企業の参加資格要件⑦を満たせば良いものとする。

- ① 北海道開発局における工事区分「一般土木」又は「舗装」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。なお、「一般土木」については、その決定の際に算定した経営事項評価点が、1,200点以上であること。
- ② 平成21年4月1日から公告開始日までに、次のアの要件を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。

ア 道路法上の道路において、電線共同溝又は情報ボックスの設置を含む工事若しくは電線類の地中化工事。

- ③ 次に掲げる要件を満たす工事成績を有すること。また、単年度の受注実績しかない場合は、その年度の工事成績評定点の平均点とし、ア又はイに掲げる受注実績がない単体又は共同企業体の構成員の工事成績評定点は65点とする。ただし、受注実績がない場合はこの限りではない。

ア 単体

令和4年度及び令和5年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。また、上記の受注実績がない場合は、令和2年度及び令和3年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

イ 共同企業体

令和4年度及び令和5年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績

評定点が全構成員の平均点で65点以上であること。また、上記の受注実績がない構成員は、令和2年度及び令和3年度に完成した北海道開発局発注工事に係る工事成績評定点の平均点を採用し、全構成員の平均点で65点以上であること。

- ④ 国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、小樽開発建設部PFI審査会における審査の結果、施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
- ⑤ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該事業の工事業務に着手する日から専任で配置できること。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- a 1級建設機械施工（管理）技士の資格を有する者
- b 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者
- c 主任技術者にあつては、登録基幹技能者講習修了証を有する者
- d これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

イ 平成21年4月1日から公告開始日までに、第2.5（4）②本文に掲げる工事の経験を有する者であること（甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。また、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち北海道開発局、大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が65点未満であるものを除く。ただし、受注実績がない場合はこの限りでない。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（ただし、資料の提出期限の日において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の申請手続き中である場合は、監理技術者資格者証にあつては申請済みであることが確認できる資料、監理技術者講習修了証にあつては受講証明書の写し等を添付すること。なお、開札までに、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。）。

エ 配置予定技術者にあつては、第一次審査資料提出期限日以前3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

なお、上記イにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情によ

り休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

また、配置予定技術者が対象期間中に国等発注による事業促進 P P P 又は C M（施工段階に限る）に従事していた場合、その従事期間を除いて対象年度を遡ることができる。遡りは、全従事期間の 1 年未満を切り捨てた期間とする。なお、当該経験が国土交通省の発注した工事に係るものである場合にあっては、評定点合計が 65 点未満であるものを除く。

オ 上記アからエまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。

- ⑥ 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

（５） 工事監理企業の参加資格要件

構成員又は協力企業のうち、第 1. 1（５）②ウに掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。

- ① 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ② 平成 26 年 4 月 1 日以降に下記の条件を満足する工事の工事監督を支援、又は、自ら工事監督を行った実績を有すること。

ア 道路法上の道路において、交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックスの設置を含む工事若しくは電線類の地中化工事。

（６） 維持管理企業の参加資格要件

構成員又は協力企業のうち、第 1. 1（５）②エに掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、第 2. 5（２）に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

- ① 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ② 北海道開発局における工事区分「維持」又は「一般土木」又は「舗装」に係る令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

（７） その他企業の参加資格要件

構成員又は協力企業のうち、第 1. 1（５）②に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、第 2. 5（２）に掲げる応募者共通の参加資格要件による。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) 責任分担の基本的考え方

小樽開発建設部及び事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指すものとする。

(2) 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、別紙5「リスク分担表」による。ただし、当該リスク分担を変更する合理的かつ明確な理由のある意見があった場合には、必要に応じてリスク分担の変更等を行うことがある。

なお、リスク分担の変更の可否については、実施方針に関する質問等に対する回答において示すものとし、リスク分担を変更した場合は当該回答の内容を入札公告時に示す事業契約書（案）に反映する。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

小樽開発建設部及び事業者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、小樽開発建設部と事業者が分担して負担することとし、その負担方法については、別紙5「リスク分担表」によるほか、詳細を入札公告時に事業契約書（案）において示す。

なお、小樽開発建設部及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 契約保証金の納付等

小樽開発建設部は、事業契約に基づいて事業者が実施する本事業の履行を確保するため、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

① 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

② 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

③ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の整備費（調査・

設計費、工事費、工事監理費及び調整マネジメント費（設計段階及び工事段階）に相当する合計額の10分の1以上とする。

（２） 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

① 監視の方法等

小樽開発建設部は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、事業者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、入札公告時に示す。

② 改善要求、支払の減額等

小樽開発建設部は、本事業の各業務において、事業者の帰責事由により業務要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に当該業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、事業者に支払うべき当該部分に係る対価の減額等を行うことができる。詳細は、入札公告時に示す。

（３） 業務の履行の検査等

① 本施設の完成検査

小樽開発建設部は、本施設の引渡しを受ける前に、会計法第29条の11第2項に定められる検査を行う。

小樽開発建設部は、検査の結果、本施設が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって整備業務に係る対価を支払う。

② 維持管理業務の検査

小樽開発建設部は、各支払期の業務完了時に会計法第29条の11第2項に定められる検査を行い、維持管理業務に係る対価を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、小樽開発建設部は上記（２）②の措置を講ずる。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業対象区域に関する事項

本施設の事業対象区域の概要は次のとおりである。詳細は、入札公告時に示す。

所在地：北海道小樽市花園3丁目～北海道小樽市若松町1丁目

※ 別紙1「事業対象位置図」、別紙2「事業対象区域図（平面図）」及び
別紙3「ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象
範囲」、別紙4「エ 維持管理業務の対象範囲」参照

事業延長：約1.80km（道路延長：約0.90km）

2 本施設の計画に関する事項

本施設は電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物で構成され、
通信・電力管路に敷設される通信・電力ケーブル、トランス等の地上機器は含まない。な
お、詳細については、要求水準書（案）に示す。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

小樽開発建設部が入札手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び応募者が提出した第二次審査資料並びに小樽開発建設部と事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、小樽開発建設部と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに小樽開発建設部又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにも関わらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の実施する業務内容が、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、小樽開発建設部は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、小樽開発建設部は事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、小樽開発建設部は事業契約を解除できる。
- ③ 上記①又は②の規定により小樽開発建設部が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、小樽開発建設部は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

(2) 小樽開発建設部の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 小樽開発建設部の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は小樽開発建設部に対して損害賠償の請求等を行うことができる。なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、小樽開発建設部と事業者が協議して定めるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 小樽開発建設部又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、小樽開発建設部及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、小樽開発建設部が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、小樽開発建設部は、事前に事業者

に通知することにより、事業契約を解除できる。

- ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。
- ④ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。

3 融資機関又は融資団と小樽開発建設部との協議

小樽開発建設部は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者の本事業に関する資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関等と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業に係るこれらの措置等を想定していないが、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、小樽開発建設部は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、小樽開発建設部はこれらの支援を事業者が受けることができるように努めるものとする。

3 その他の措置及び支援に関する事項

小樽開発建設部は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、小樽開発建設部及び事業者で協議することとする。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 使用言語

本事業に関して使用する言語は、日本語とする。

2 書類作成に係る費用

提出書類の作成及び提出等に係る費用は応募者及び入札参加者の負担とする。

3 実施方針等の公表に関する事項

(1) 担当部局

名称：国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部 契約課 上席専門官（入札手続担当）

住所：〒047-8555 小樽市潮見台1丁目15番5号

TEL：0134-23-5176（ダイヤルイン）

Mail：hkd-ot-nyusatsu@mlit.go.jp

なお、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

(2) 設計図書等の閲覧

本事業に応募する民間事業者は、以下の資料を閲覧することができる。

資料：一般国道5号 小樽市 花園電線共同溝修正設計外一連業務【令和5年度】
（一般国道5号小樽花園第二電線共同溝に関する概略検討成果）

閲覧場所：国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部 道路設計管理官

閲覧期間：令和6年7月3日（水）から入札公告日の前日までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

問合せ先：事前に希望日について、以下の問合せ先に連絡すること。

国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部 契約課 上席専門官（入札手続担当）

住所：〒047-8555 小樽市潮見台1丁目15番5号

TEL：0134-23-5176（ダイヤルイン）

Mail：hkd-ot-nyusatsu@mlit.go.jp

(3) 実施方針等に関する説明会

実施方針等に関する説明会は開催しない。

(4) 実施方針等に関する質問・意見の受付

小樽開発建設部は、実施方針等に記載された内容に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間：令和6年7月3日（水）から7月12日（金）正午まで

提出先：第8.3(1)の問合せ先

作成方法：「実施方針等に関する質問書」（様式1）、「実施方針等に関する意見書」（様式2）を用いること。

提出方法：電子メールの添付ファイルとして第8.3(1)の問合せ先に送信し、電話により着信を確認すること。

(5) 実施方針等に関する質問回答

上記(4)により受け付けた質問及びこれに対する回答は、小樽開発建設部ホームページにおいて公表する予定である。なお、実施方針等の内容に関する電話での質問受付回答は行わない。また、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(6) 意見に対するヒアリング

上記(4)により受け付けた意見のうち、小樽開発建設部が必要と判断した意見について当該提出者から直接ヒアリングをする場合がある。

(7) 実施方針の変更

小樽開発建設部は、民間事業者からの意見及び提案等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更することがある。

実施方針の変更を行った場合は、小樽開発建設部ホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4 今後のスケジュール

小樽開発建設部は、以下の手順・スケジュールにより、事業者を募集及び選定することを予定している。なお、入札公告・入札説明書等の交付以降の具体的な募集及び選定に関する手順・スケジュールは入札公告時に示す。

日程	実施事項
令和6年7月3日	実施方針等の公表
令和6年7月3日	設計図書等の閲覧
令和6年7月3日～令和6年7月12日	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和6年7月19日	実施方針等に関する質問回答の公表
令和6年9月頃	入札公告・入札説明書等の交付
令和6年10月頃	入札説明書等に関する質問の受付期間（第1回）
令和6年10月頃	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）
令和6年10月頃	入札参加表明、第一次審査資料の提出期限

日程	実施事項
令和6年11月頃	競争参加資格審査結果通知
令和6年11月頃	入札説明書等に関する質問の受付期間（第2回）
令和6年11月頃	入札説明書等に関する質問回答の公表（第2回）
令和6年12月頃	第二次審査資料の提出期限（入札書を含む）
令和7年1月頃	開札、落札者の決定（予定）

5 その他

（１） 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、小樽開発建設部ホームページを通じて適宜行う。

(https://www.hkd.mlit.go.jp/ot/douro_keikaku/juthpp0000007mf9.html)

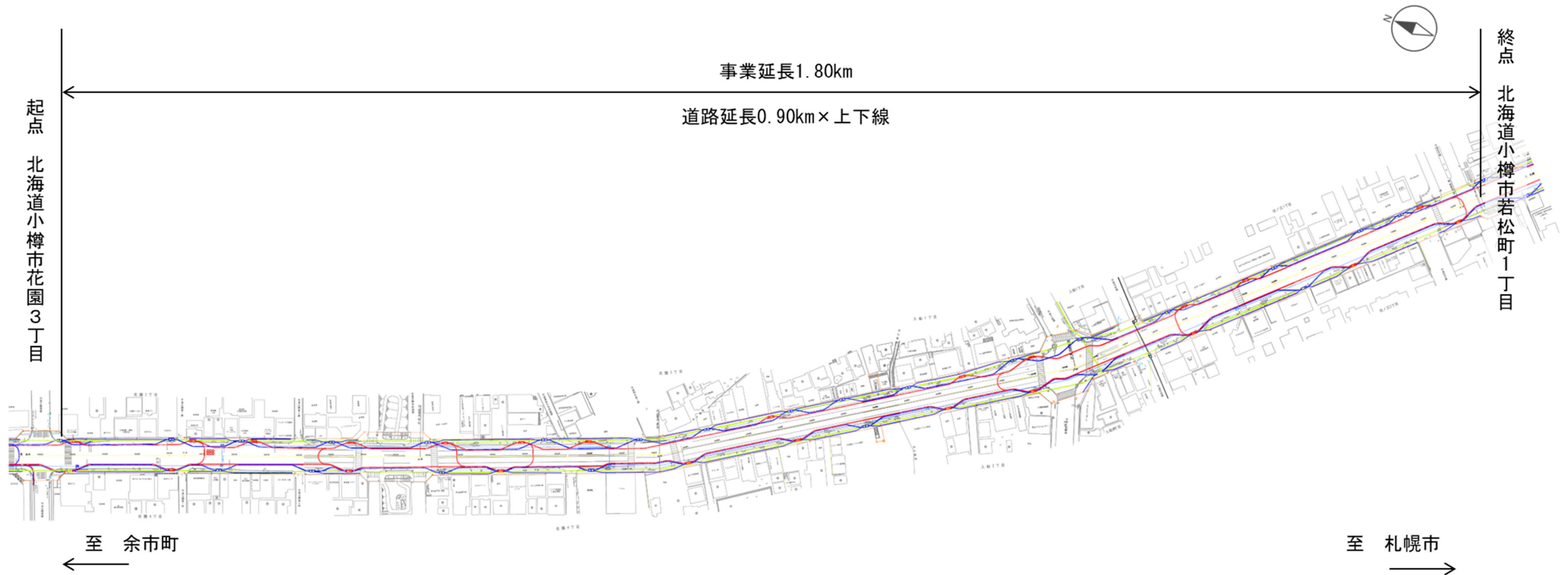
（２） 問合せ先

第8. 3（１）に同じ。なお、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

別紙 1 事業対象位置図

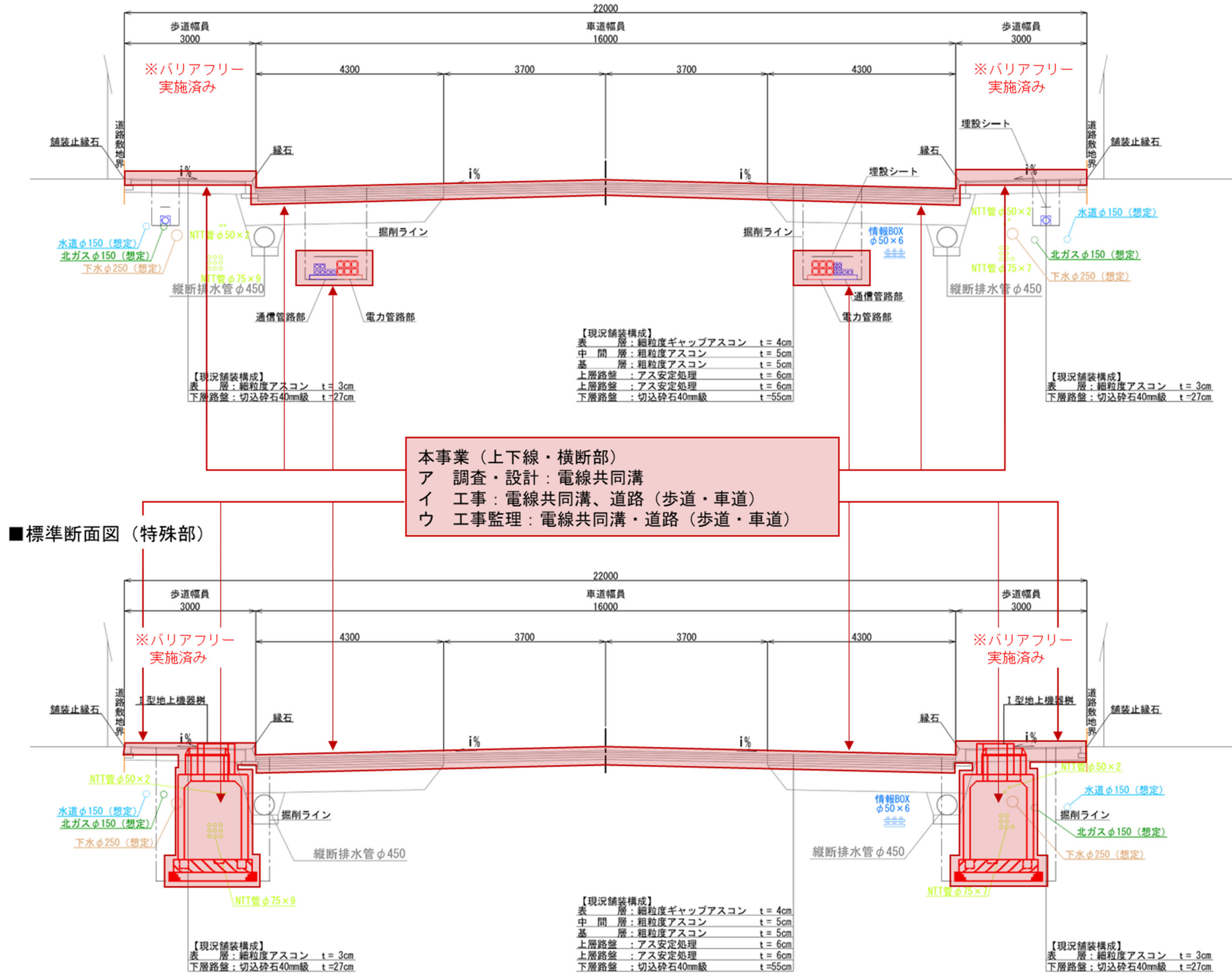


別紙2 事業対象区域図（平面図）



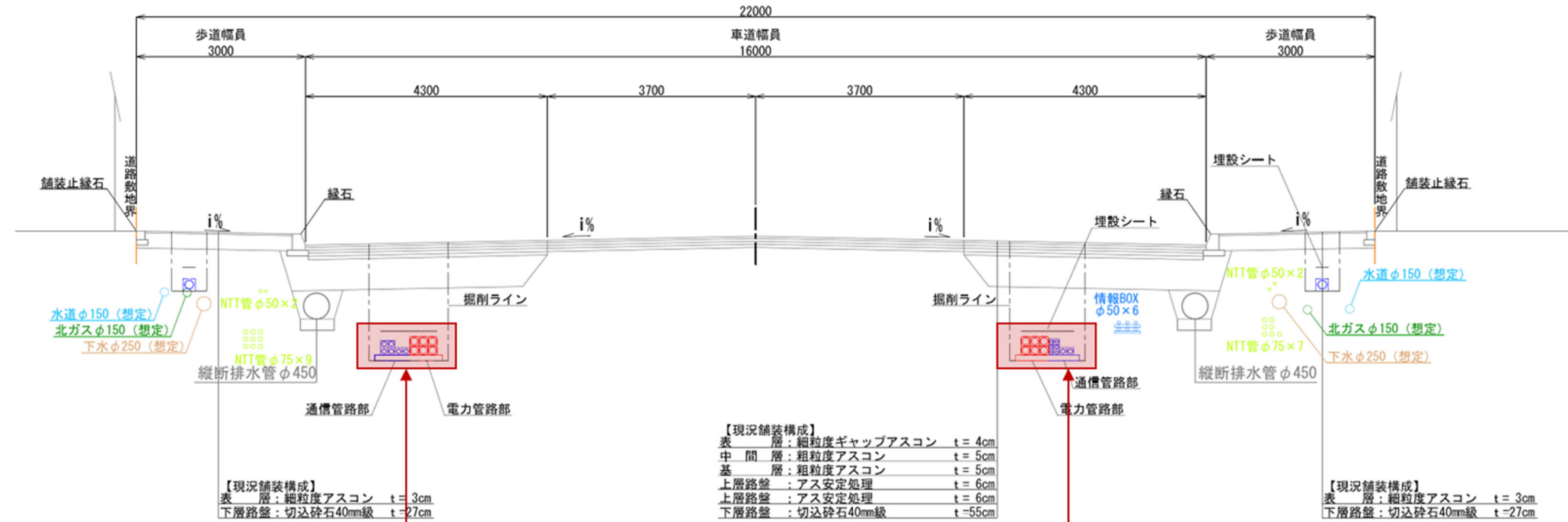
- ア 調査・設計業務
- イ 工事業務
- ウ 工事監理業務
- エ 維持管理業務
- ※調整マネジメント業務は、上記のア・イ・エに含まれる

別紙3 ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲



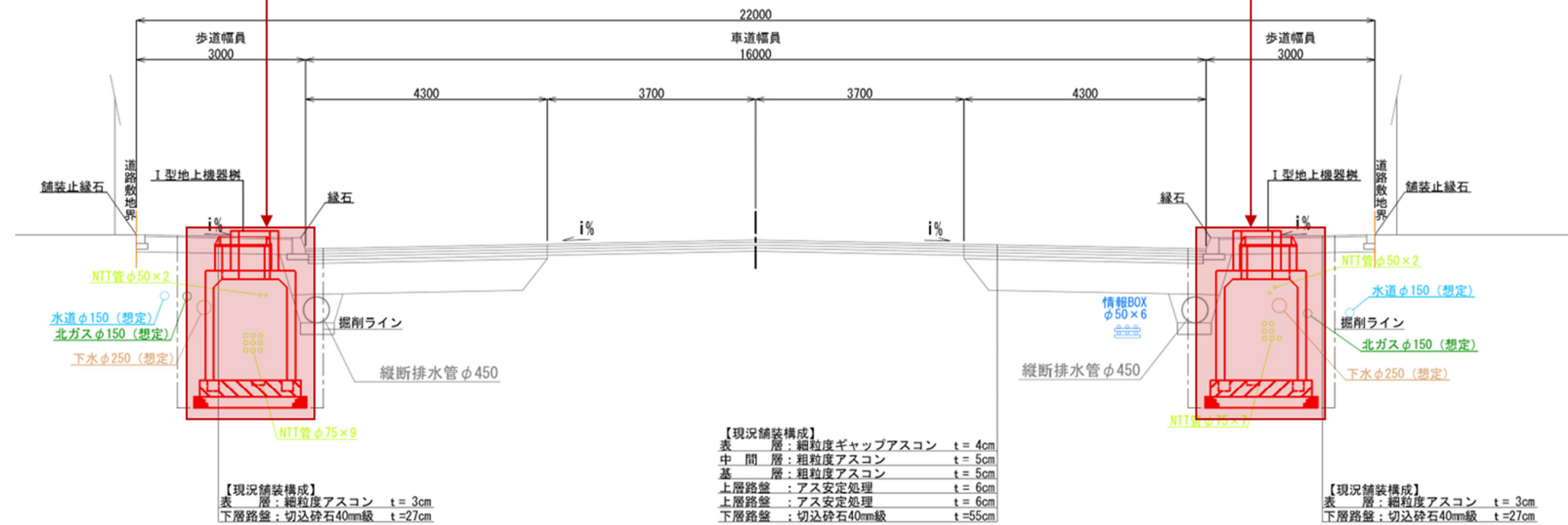
別紙 4 エ 維持管理業務の対象範囲

■標準断面図（管路部）



本事業（上下線・横断部）
エ 維持管理：電線共同溝

■標準断面図（特殊部）



別紙5 リスク分担表

<「負担者」の凡例>

○ :リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△ :リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄: 原則としてリスク負担がない

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
共通	選定企業等のリスク	1	業務を委託し、又は請け負わせる選定企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	選定企業等の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。また、選定企業等を当事者又は関係者とする紛争、起訴等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
	支払い遅延リスク	2	国の支払いの遅延	○		国は事業者に遅延利息を支払う。ただし、国の責めによるものと認められる場合に限る。
		3	事業者の国への支払いの遅延		○	事業者は国に遅延利息を支払う。
	資金調達リスク	4	本事業実施に際して必要な資金調達に関する責任		○	—
	金利変動リスク	5	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		事業契約締結後、特定の時期(施設の完成引渡より前)に、基準金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している。
		6	基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加		○	
	国の関連業務に関するリスク	7	国が道路に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任。	○		ただし、事業者による当該第三者との調整が不相当であったと認められる場合を除く。
	税制変更リスク	8	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		—
		9	消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用		○	—
		10	本事業又は国が所有する道路の建設、維持管理・運営に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		—
	法令変更リスク	11	本事業に直接影響を及ぼすと認められる法令変更又は新設による増加費用	○		ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		12	上記以外の法令変更又は新設による増加費用		○	—

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
	不可抗力リスク	13	整備業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、施設整備費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。 災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。 数次にわたり不可抗力が発生する場合、電線共同溝整備期間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
		14	維持管理業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、当該年度の維持管理費の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。 ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	要求水準変更リスク	15	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		—
		16	法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額		○	—
	許認可取得遅延リスク	17	許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)		○	ただし、国が許認可を取得する必要がある場合を除く。
	知的財産権侵害リスク	18	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	—
	要求水準の確保に係るリスク	19	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	—

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
	住民運動に関するリスク	20	無電柱化の導入に関する住民団体等の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用	○	△	国の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する。
		21	電線共同溝等の施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用		○	—
調査・設計	土地の瑕疵に関するリスク	22	事業契約締結前に合理的に予想することができない土地の瑕疵に起因する増加費用	○		—
	国の貸与資料に関するリスク	23	敷地に関する国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○		—
	調査に関するリスク	24	国による敷地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費	○		—
		25	事業者による敷地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費		○	—
	設計変更に関するリスク	26	国の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害	○		—
		27	事業者の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害		○	—
	設計図書の瑕疵リスク	28	国が実施した概略検討結果の瑕疵による増加費用又は損害		○	概略検討結果はあくまで参考資料として貸与する。
		29	本事業の設計業務の成果の瑕疵による増加費用又は損害		○	—
	環境対策リスク	30	本事業の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○	—
		31	国の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	○		国は増加費用を負担する。ただし、未実施の維持管理業務相当分の対価については支払わない。
		32	与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの	○		—
整備・引渡し	引渡し遅延リスク	33	事業者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用又は損害		○	事業者は国に損害遅延金を支払う。
		34	国の帰責事由による工事の全部又は一部の一時的中止による増加費用	○		—
		35	事業者の帰責事由による工事の全部又は一部の一時的中止による増加費用		○	—

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
	工事中止・中断リスク	36	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）	○	○	施設費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
		37	工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、水質汚濁等の理由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○	○	設計図書等の内容如何にかかわらず本施設の整備を行う上で避けることのできないものと国が判断する場合は協議。
	臨機の措置に関するリスク	38	上記以外で、国の帰責事由により、工事の施工について第三者に及ぼした損害	○		ただし、保険によりてん補された部分を除く。
	第三者への損害リスク	39	その他国の帰責事由以外で、工事の施工について第三者に及ぼした損害		○	—
		40	引渡し日前の国の施設の利用による増加費用又は損害	○		—
		41	契約不適合の修補又は損害賠償の請求		○	—
	部分使用による損害リスク	42	施設整備期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による電線共同溝整備費の増加	○	○	物価変動に基づく電線共同溝整備費の改定に係る条件は公募資料に明示する。 特殊な要因又は予期することのできない特別な事情により、著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合については、施設整備費の変更については協議により決定する。
	契約不適合リスク	43	施設整備期間中の敷地の維持保全及びこれに要する費用		○	—
	物価上昇リスク	44	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）	○	○	維持管理費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。 なお、詳細については協議により決定する。
	事業用地の維持保全リスク	45	国の帰責事由により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	○		—
維持管理	臨機の措置に関するリスク	46	国の帰責事由以外により、維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害（不可抗力に起因する場合を除く。）		○	—
	第三者への損害リスク	47	国の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用	○		—
		48	事業者の帰責事由による施設の損傷を復旧するための費用		○	—

段階	リスク分類	番号	リスク内容	負担者		説明
				国	事業者	
	施設の損傷リスク	49	国又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由による施設の損傷を復旧するための費用(不可抗力に起因する場合を除く。)	○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。
		50	事業者の帰責事由により、維持管理業務の実施について電線共同溝に入溝する占有物件に与えた損害		○	—
		51	国の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額	○	○	国は事業者に生じた増加費用を負担する。
	占有物件への損害リスク	52	事業者の帰責事由による維持管理業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による維持管理費の減額		○	—
	維持管理業務の開始遅延・中止・中断リスク	53	維持管理中の賃金水準又は物価水準の上昇による維持管理費の増加	○	△	一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定する。改定の条件は公募資料に明示する。
		54	契約の終了時又は解除時に、事業者(選定企業その他の第三者を含む。)が所有する設備その他の物件等を電線共同溝から撤去するとともに、事業場所を業務に支障のない状態に復旧する費用		○	—
	物価上昇リスク	55	契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの施設の出来形又は施設の維持保全に要する費用		○	—
契約終了・解除	原状回復リスク	56	国の帰責事由による契約解除	○		—
	移行期間保全リスク 契約解除リスク	57	事業者の帰責事由に契約解除		○	事業者は国に違約金を支払う。
		58	不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。
		59	法令変更に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。

Summary

1. Administrators of public facilities:
Taira Endo , Director-General of Otaru Development and Construction Department, Hokkaido
Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
2. Classification of the service to be produced:
41,42
3. Subject matter of the contract
PFI-based design, construction and maintenance of the National Highway Route 5 Hanazono
dai Common-Use Cable Tunnel (BTO-scheme)
4. Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
October 2024 (Details to be announced.)
5. Contact point for the project:
Contract Business Division, Otaru Development and Construction Department, Hokkaido
Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
1-chome 15-ban 5-go, Shiomidai, Otaru city, Hokkaido 047-8555, Japan
TEL 0134-23-5176

様式1 実施方針等に関する質問書

令和 年 月 日

実施方針等への質問書

「国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	2	第1	1	(4)	事業目的	
(記載例)	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)	一般事項	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	別紙5					リスク分担表	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

*適宜、行の挿入・削除を行ってください。

様式2 実施方針等に関する意見書

令和 年 月 日

実施方針等への意見書

「国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業」に関する実施方針等について、次のとおり意見がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
■実施方針に関する事項							
(記載例)	実施方針	2	第1	1	(4)	事業目的	
(記載例)	要求水準書(案)	9	第2	1	(1)	一般事項	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
■その他資料に関する事項							
(記載例)	別紙5					リスク分担表	
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

*適宜、行の挿入・削除を行ってください。